

●香川県告示第221号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年5月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

小豆郡小豆島町古江甲81

丸虎食品工業株式会社 代表取締役 浜本 哲夫

(2) 事業場の所在地及び名称

小豆郡小豆島町古江甲81

丸虎食品工業株式会社

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	水産食料品製造業の用に供する洗浄施設 保存食料品製造業の用に供する洗浄施設	
能	力	①30 kg/回 1基、②120 kg/回 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着工後10日後	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		①連続4時間使用、②連続1時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	①7.0~7.5、②5.0~7.0	①7.5~8.0、②5.0~7.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	①510、②100	①600、②200
	化学的酸素要求量 (mg/l)	①500、②110	①700、②220
	浮遊物質 (mg/l)	①400、②50	①500、②100
	窒素含有量 (mg/l)	①54、②4	①80、②6
	りん含有量 (mg/l)	①17、②1.5	①25、②3
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		①10、②1	①10、②1

種	類	水産食料品製造業の用に供する洗浄施設	
能	力	2,000 kg/回 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着工後10日後	
	使用開始予定年月日	完成後	

使用時間間隔及び1日当たりの 使用時間		連続3時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.0~7.0	5.0~7.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	800	1,000
	化学的酸素要求量 (mg/l)	1,200	1,800
	浮遊物質 量 (mg/l)	150	250
	窒素含有量 (mg/l)	90	100
	りん含有量 (mg/l)	20	30
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		4	4

種 類	水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 保存食料品製造業の用に供する湯煮施設		
能 力	130 kg/回 1基		
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着工後10日後	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの 使用時間		断続2時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	4.0~7.0	4.0~7.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	8,000	11,000
	化学的酸素要求量 (mg/l)	6,000	7,500
	浮遊物質 量 (mg/l)	600	750
	窒素含有量 (mg/l)	100	150
	りん含有量 (mg/l)	13	20
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		0.3	0.3

変更しようとする特定施設

種 類	水産食料品製造業の用に供する洗浄施設 保存食料品製造業の用に供する洗浄施設		
能 力	①360 kg/回 1基、②80 kg/回 1基		
工 期 等	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
	使用開始予定年月日	許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの 使用時間		①断続4時間使用 ②(変更前)連続6時間使用(変更後)連続4時間使用	

排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	①4.0~7.0、②4.5~6.0	①4.0~7.0、②4.5~6.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	①3,900、②60	①4,200、②60
	化学的酸素要求量 (mg/l)	①2,900、②50	①3,000、②50
	浮遊物質 (mg/l)	①600、②10	①800、②10
	窒素含有量 (mg/l)	①20、②50	①30、②100
	りん含有量 (mg/l)	①6、②15	①10、②20
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		①(変更前)4(変更後)1 ②(変更前)1(変更後)2	①(変更前)5(変更後)1 ②(変更前)1(変更後)2

種	類	水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 保存食料品製造業の用に供する湯煮施設	
能	力	130 kg/回 11基	
工 期 等	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
	使用開始予定年月日	許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続6時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	4.0~7.0	4.0~7.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	8,000	11,000
	化学的酸素要求量 (mg/l)	6,000	7,500
	浮遊物質 (mg/l)	600	750
	窒素含有量 (mg/l)	100	150
	りん含有量 (mg/l)	13	20
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		(変更前)2.5(変更後)3.8	(変更前)2.5(変更後)3.8

種	類	水産食料品製造業の用に供する湯煮施設	
能	力	①120 kg/回 6基、②130 kg/回 5基	
工 期 等	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
	使用開始予定年月日	許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		①(変更前)連続5時間使用(変更後)連続3時間使用 ②連続6時間使用	
排出される汚	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	4.0~7.0	4.0~7.0

水等の 汚染状 態	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	8,000	11,000
	化学的酸素要求量 (mg/l)	6,000	7,500
	浮遊物質量 (mg/l)	600	750
	窒素含有量 (mg/l)	100	150
	りん含有量 (mg/l)	13	20
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		①(変更前)0.8(変更後)2 ②(変更前)0.5(変更後)1	①(変更前)0.8(変更後)2 ②(変更前)0.5(変更後)1

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し。

(5) 排水水の汚染状態及び量

区 分		第 1 排 水 口	
排水水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	80	100
	化学的酸素要求量 (mg/l)	80	100
	浮遊物質量 (mg/l)	50	60
	窒素含有量 (mg/l)	10	20
	りん含有量 (mg/l)	4	5
	排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)	100	120

区 分		第 3 排 水 口	
排水水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	90	100
	化学的酸素要求量 (mg/l)	90	100
	浮遊物質量 (mg/l)	80	100
	窒素含有量 (mg/l)	60	120
	りん含有量 (mg/l)	8	16
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	2,000	3,000
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)	2	2	

他に排水口が1箇所ある。

(備考) 今回新たに特定施設を設置するが、一部既設特定施設を廃止するとともに、製造工程の見直し及び生産量の減少により、排水処理施設で処理する製造排水の量は減少する。なお、ボイラー水を排水処理施設で処理することとするため、排水処理施設での処理量は変更せ

ず、第1排水口における排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。また、研究室・食堂に設置されている単独処理浄化槽からの排水を新設排水口（第3排水口）より排出するため、新設排水口において汚濁負荷量は増加する。

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

平成20年5月9日から同月30日まで

### (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

小豆島町環境衛生課